

第2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日 時 平成27年(2015年)2月16日(月)13:30～15:00

2 場 所 滋賀県庁新館5階 5-B会議室

3 出席者 委員17名(欠席:竹田委員、森野委員、野田委員)

4 会議概要

○ 開会

(会長)

こんにちは。昨年7月に知事就任しましたので、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会には初めての出席となります。私自身、3人の子どもの父親としてこの問題についても非常に強い関心を持って取り組ませていただいております。本日もお忙しいところご出席いただきました委員の皆さま方、本当にありがとうございます。また、常日頃、滋賀県政全般にわたりまして、ご指導・ご協力いただいておりますこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

この協議会ですが、いじめ防止対策推進法に基づきまして、県と関係機関・団体の皆さまが連携して本県におけるいじめの防止等の対策を推進するため、昨年5月29日に設置をさせていただいたものです。本年度もあと1か月半ということになりましたけれども、各機関・団体の皆さまにおかれましては、この協議会を通しまして、またそれぞれのお取組において、本県のいじめ対策に対しご協力・ご支援いただいておりますこと、心強く思っております。

本県におけるいじめの認知件数につきましては、平成24年度が884件であったところ、25年度では1,324件に増加しております。この認知件数の増加につきましては、詳細に分析する必要はあるかと思いますが、各学校において早期発見が一層進められたことも一つの要因であると思っております。しかし、現にいじめに悩む子どもがこれだけ多くいるという状況を考えますと、より実効的ないじめ対策を早急に進めていく必要があると考えております。

滋賀県では今月5日に来年度の予算案を公表させていただいておりますが、その重点施策のテーマの一つに「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」をあげており、何より私自身、県政のひとつの大きな柱に「全ての人の居場所と出番」ということを掲げさせていただいております。そういう意味で、いじめだけではなく不登校や暴力行為といったさまざまな課題がある中で、子ども達一人ひとりに早期にきめ細かな対応が取れるよう、体制をより充実していくこととしておりますが、子どもを取り巻くさまざまな社会的要因は時代の変遷に応じて大きく変わってきておりますことから、学校や教育委員会だけでなく、各分野の専門家の皆さま、関係機関・団体の皆さまと連携した取組が必要だと考えております。

本日はそれぞれのご専門のご知見、ご経験からご意見賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、新しい知事としてこの問題にしっかり取り組んでまいりますことを決意として申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 出席者の確認
- 会議の公開・非公開の確認
- 議事

(1) 滋賀県におけるいじめの状況について
(事務局)

資料1 「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」

○ 第1表 「いじめの認知件数」

いじめの認知件数は特別支援学校を除き、小学校・中学校・高等学校において24年度よりも増加している。特に小学校では437件が714件に、中学校では327件から484件と大きく増加している。県内の全ての公立小学校・中学校・高等学校および特別支援学校において、いじめ防止対策推進法に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を設置しており、各学校のいじめの早期発見や組織的対応が進んできたことも要因のひとつであると捉えている。しかし一方で、多くの子どもたちがいじめで悩んでいる現状につきましては重く受け止めているところである。

○ 第2表 「学校種別認知校数・認知件数」

○ 第3表 「いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法」

「アンケート調査の実施」については、学期に1回程度の実施を呼びかけていることから年2～3回の実施が全国よりも高い数値となっている。

○ 第4表 「いじめの態様」

「冷やかし、からかい、言葉の脅し」や「軽く叩かれる、蹴られる」などが多く、このことは校種を問わず、また、全国と比較しても同じような傾向にある。割合は少ないが、各校種において「ひどく叩かれる、蹴られる」や「金品をたかられる」事案も発生しており、さらに「パソコン・携帯電話での誹謗中傷」が増加している。

○ 第5表 「いじめの解消状況」

解消の状況とは、事案発生後に被害者だけでなく加害者にもかわり、それ以後、いじめの事案が新たに発生していない状況で、全ての校種を合わせてその割合は95.0%となっている。調査後の昨年10月には全ての事案が解消されている。解消したとしても決して安心することなく継続的に見守るようにしている。

資料2 いじめの態様に見る経年等比較(平成26年4月～12月)

今年度の4月から12月までのいじめの状況は、中学校および高等学校では前年度とほぼ同じ状況となっているが、小学校においては増加傾向にある。学年別人数を見ると小学校5年生および学びの環境が変わる中学校1年生、高等学校1年生が多いことがわかる。

こうしたことから、いじめ対策においては人間関係づくりを含めた環境づくりが重要であると考えている。

(2) 滋賀県におけるいじめの防止等のための対策について (事務局)

資料3 平成26年度 滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況

滋賀県いじめ防止基本方針に掲げられている「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の項目を施策の体系とし、今年度施策について、12月までの実施状況と1月以降の実施予定をまとめている。これら施策の実施結果は、次年度の第1回会議において報告させていただきご意見・ご助言などをいただいてまいりたい。

資料4 平成27年度 県におけるいじめ対策

- いじめ対策において、まず大切となる子どもを守り支える環境づくりとして「全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり」に取り組み、その上で「子どもが主体的にいじめ問題に取り組める環境づくり」を進めることとしている。
- そのためにまず、教職員が子どもの悩みを読み取るための感性や力量をアップさせると同時に、子どもが相談しやすい環境づくりを進めるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を学校に配置・派遣することにより、「教職員の資質向上」と「学校の組織体制の充実」に取り組むこととしている。
- 併せて、被害の子どもだけでなく、加害の子どもへの支援も重要であることから、警察や福祉、医療等の関係機関と連携して取り組んでまいりたい。
- また、いじめの未然防止や早期発見のためには学校だけでなく、家庭や地域と連携して見守り支えていくことが必要である。
- 全ての公立学校においては、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ対策委員会を設置しており、今後もしじめの未然防止、早期発見・早期対応およびその対処に組織的に取り組んでいく。
- いじめは身近な人ほど相談しづらいものであることから、第三者的な支援として「いじめで悩む子ども相談」および、子ども・青少年局と連携した24時間電話相談を引き続き実施する。
- こうした取組を、県と県教育委員会、県警本部が横断的に取り組むとともに、本協議会に参画いただいている関係機関・団体の皆さまからご意見やご助言、情報などをいただきながら連携していじめ対策を推進してまいりたい。
- 併せて、法に基づき設置した教育委員会の附属機関である「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」および知事の附属機関である「滋賀県いじめ再調査委員会」においても引き続き各職能団体にご支援をお願いする。

資料5 滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策 平成27年度当初予算案の状況

- 資料5は平成27年度に実施予定の施策一覧であるが、2月5日に公表した予算案の段階のものであり、施策の詳細は次年度の第1回協議会において説明させていただく。
- 新規事業は「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」「美ココロ・パートナーシップ事業」「『絆をつむぐ学校づくり』推進事業」であり、「少人数学級編制の実施」「養護教諭の複数配置」「スクールソーシャルワーカー活用事業」については拡充していく予定。

(3) 各機関・団体における取組について

(小森委員)

はじめまして。NPO 法人ジェントルハートプロジェクトの小森美登里と申します。17年近く前になりますが、一人娘の香澄をいじめ自殺で亡くしたいじめ自殺遺族です。その後 NPO を立ち上げ 10 年以上活動しているのですが、その中で多くの先生方、多くの子ども達から生の声をたくさん聞くことができました。その流れの中で国会議員の先生のお力によりいじめ防止対策推進法が制定されました。その時に大津の事件のご遺族と 2 人で文部科学省のいじめ防止対策基本方針策定協議会のヒアリングに伺い、現場の状況を詳しく説明させていただきました。私からは現場のスキル、いじめ対応の力が非常に弱く、確立されたものが今はないということをお伝えしました。大津のご遺族からは事実に向き合うシステムをしっかりと作ってほしいというお願いをさせていただきました。

先ほどいじめの解消率の報告がありましたが、95%が本当に解決していると思っている方はここにはいらっしやらないと思います。なぜかと申しますと 30 日以上の不登校の子ども達の人数は全国で 181,000 人以上います。それを 500 人の学校として計算すると 362 校、それだけの数の子ども達が今、学校に行っていない状況です。いじめと不登校の問題は残念ながら切り離して考えることはできません。クラスに 1 人、2 人不登校がいるのが当たり前だと誤った認識、1 人いても大変なのに、今の時代それが当たり前だと大人が思っていることがこの問題を解決できない大きな原因であると思っています。95%解決していなくて、その裏で子ども達がたくさん苦しんでいるという現実をしっかりと認識して向き合ってほしいと思います。

そして、いじめと表現されるといじめくらいだと軽く思われてしまうのですが、子ども達一人ひとりに聞くと、これは虐待を受けているのと同じような精神的苦痛を受けているということのようです。子ども達はいじめられた時、まず友達、親そして先生に相談します。そして相談された親は学校の担任、または養護教諭やスクールカウンセラーに相談することになると思います。だから一番最初に正しい対応をしなければならないのは、その問題に直接関わっている現場の人達で、その人達がしっかりとスキルを身に着けることが第一だと思っています。しかし、残念ながら予算を見せていただきますと人権啓発活動推進費というイベントに関しては多くの予算をとっていますが、先生方の研修については桁が違って少ない状況になっています。現場を重視した場合、研修に対する予算と時間をしっかりと組み込むことが何より重要ではないかと思っています。

私たちはいじめのことしかやっておりますが、私達がいろいろ勉強してきた中で持っているノウハウもあると思いますので、ぜひご利用いただけたらと思います。

(金子委員)

法務局の人権擁護機関の取組については人権の擁護の冊子の 5 ページから取組について記載しております。

SOS ミニレター事業につきましては、全国でも若干減ってきております。大津法務局には 26 年度は 140 通あまりのミニレターがまいりました。25 年度につきましては直接人権侵害に関わる重大なレターが数件ありましたが、26 年度で学校に情報提供させていただいたものに

つきましては、学校でも事案を把握されていまして、大きな人権侵害として取り扱った件はありませんでした。

相談電話につきましては、法務局ではフリーダイヤルの「子どもの人権110番」で受け付けておりますが、相談件数は減少傾向にあります。

大津法務局における来年度の新規事業につきましては、先ほども中学校1年生にいじめが多いという数字が出されておりましたが、私どもでも同じ認識でございます。中学1年生については環境が変わってなかなか馴染めないということからいじめが発生しているとも思われますので、中学1年生とその保護者を対象に、27年度早々に事業を実施するよう計画をしているところでございます。

(笠原委員)

医療機関としては日常の中でこの問題に直面していかなければならないのですが、軽症の内にとどの様にしていじめの有無を短時間に発見し、対応していくかということが非常に難しいところでは。

先ほど小森さんの方から95%は解決したということについては誰も信じないのではないかと発言がありましたが、私の疑問は何故そこまで解決しているのに、次年度にまた多くのいじめが発生しているのかについて疑問を持って考えていました。解決したと思っていたいじめが、やはりまだ解決されていないのではと心配しているところです。私のところにも何かあるとすぐ通ってくる子どもがいて、これはどうもいじめられていると思われる子どもも来ますが、医院へ逃げてくるとその子はほっとしているようなところもあり、これも逃げ場の役割かと思っています。

先ほども話にありましたが、本人が訴えられないというのはその通りだと思いますので、担当する先生方は子どもの目をしっかり見る、目が何を言っているのかをしっかりと見ることが大切だと思います。目は口ほどにものを言いで子どもに何かある時は目の状態が泳いでいる。これを見極めることができるかどうか周囲の者にとって大きな責任であると思います。その対策で、先ほども現場の先生方の研修に予算がとられていないということがありましたが、教えられてなんとかなるかということだけではなくて、担当者が五感を十分磨き上げていかなければ、何が起きているのか第六感が働かないと思っています。そのためには常に私達人間の師である自然を相手に五感を磨いていく必要があると思います。

もう一つ思っていることは、自殺予防とかいじめ、虐待、DVなどたくさん問題に対してそれぞれの団体に相談の電話番号がありますが、本人が本当に苦しんでいる時にはスマートフォンを操作したらばっと必要な電話番号が出てきて、そこに電話がかかったら、適正な人が居て相談したいところに24時間、すぐに相談してもらえる、そんな積極的な対応を大人がしていくべきではないかと思っています。

(千原委員)

私ども臨床心理士は子ども達の支援を行っていくために一人ひとりが資質向上に努めていかなければなりませんので、臨床心理士会として、まず、いじめ防止対策推進法に関する研修や、いじめの被害や加害になりやすい児童生徒についてのアセスメントと対応に関する研

修などを実施し、どの臨床心理士、どのスクールカウンセラーでも対応できるよう取り組んでおります。

先ほどいじめの解消についてお話がありました。まだまだあげられてくる事案はあると思います。子どもがいじめを認めない場合にはどういふことがあるのか、これは、いじめにあっても自分が悪い、自分によいところがないと自責の念を持っている場合や、言えばもっとひどい目に遭うのではという不安やいじめられていても一緒にいたいという孤立への不安がある場合、いじめによって抑うつ的になっていじめを訴えるエネルギーもなくなっているという場合などがあると思います。私たちはこうした子ども達の様子を観察して先生方と連携して対応していきます。また、加害の場合は、遊んだだけ、むかつくから、ストレス発散とかいう場合、そして、加害でありながら感情のコントロールを学んでいないという適切な教育を受けていないという被害にあっている子どももいるのではないかとということで、事細かに見ていきたいと思っております。

県で予算にあげていただいていますスクールカウンセラーの取組についてですが、いじめ対策に係るモデル校4校を設置していただいています。それ以外では、週1回4時間という学校もありまだまだ不足していると思っております。スクールカウンセラーの取組としましては一次的予防として、全員を対象とした心理教育やチームティーチング、いじめが疑われる場合の早期対応としての二次的予防、そして第三次的予防としていじめを疑われる、重大事態を発症している子ども達への支援ということでそれぞれアセスメントをして対応しております。

臨床心理士会としましては自己研鑽をしながら保護者、教員、地域と連携していじめで声をあげられない子ども達に寄り添って取り組んで参りたいと思っております。

(澤委員)

先ほども職能団体への期待の大きさを聞かせていただいたのですが、社会福祉士会としても職能団体として専門性を高めていかないといけないと考えております。

スクールソーシャルワーカーは主に問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境にいかにか働きかけていくかということになります。いじめ問題への対応では、まず、その事象に対するアセスメントをしっかりと行うこと、そして有効な手立てを組織的に対応していくということになります。

また、被害加害の両方が問題を抱えていることから両方にしっかりと対応していくことが重要になります。いじめの背景にはいろいろな問題が隠されており、その問題をどう紐解いていくかということが課題であり、加害の子どもの問題としましては、家庭の中で虐待を受けていたりすることも多々あるので、表面的なことだけで加害者を諭すことは難しい問題であるということです。

スクールソーシャルワーカーの活動については、環境への働きかけをしていきますので、簡単にその効き目が表れるものではありませんが、学校では管理職や教職員、保護者、関係機関と連携してがんばっているところです。また、市町でも独自に予算を取ってスクールソーシャルワーカーを配置していただいているところもございます。スクールソーシャルワーカーについては、国の予算では子どもの貧困対策ということでも事業が上がってきており、

今後、スクールソーシャルワーカーへの期待は大きくなっているところです。

このようにスクールソーシャルワーカーの必要性和有効性が認識されつつあるのですが、今後の課題の一つとして人材の確保と育成があります。滋賀県社会福祉士会では、今年度から京都社会福祉士会と連携してスクールソーシャルワーカー養成研修を実施しており、また、来年度からは子ども家庭支援委員会を設けるなど、職能団体として皆さまのご期待に添えていけるよう、しっかりと人材の確保と育成に取り組んで参りたいと考えております。

(村田委員)

私は私学の代表で寄せていただいておりますが、私学というのは保護者との信頼関係で成り立っており、それが即、経営に結びついてきますので、私立中学高等学校連合会の方では校長が集まりまして、危機管理や学校安全そしてメディア対応など学ぶ機会を設けております。また、教員につきましては先ほどからもお話しがありますが、やはり教員の資質向上が一番大切であると考えておりますので、県からの補助金を活用しまして、いじめに関する問題やLINEなど携帯電話の問題、また、生徒の人間関係づくり、特に集団での活動をどうするのかなど、年に1回、私学の全教職員が集まって研修を受けるように取り組んでおります。

学校においては何かあればすぐ教員が家庭訪問するようにしておりますが、義務教育である小中学校と違い、高校では不登校になると単位制や通信制に変わっていかれることもあり、実情把握は難しいです。ただ、最近では、いじめやそれに近いものを受けたということで他の学校から私立学校に転入されて来るということが以前より少し増えているようにも感じています。小・中学校における子どもの課題や必要な支援については情報を共有し、高等学校においても関係機関と連携して対応できるようにしていくことが大切ではないかと思っております。また、ほとんどの高等学校では保護者に対してもいじめについてのアンケートを行っておりますので、保護者の意見についても取り入れていくようにしております。

(西村委員)

子ども家庭相談センターへの相談は虐待が中心となっており、いじめの相談状況については学校や教育委員会にされることが多いかと思っておりますので、センターでの件数はかなり少ない状況にあります。いじめ相談への対応においては加害と被害側に分けられると思っておりますが、センターでは加害児童生徒への対応が中心になると考えており、重篤なケースにつきましても非行相談という形で扱うことになっております。通常、非行相談は警察からの通告で扱うことが多いのですが、例えば万引きなどの窃盗や暴行などの触法行為、家出などの虞犯行為などが中心であり、今年度は12月までに40件ほどの通告を受けています。学校からも非行相談を受けることがありますが、授業妨害や喫煙などの不良行為が多く、いじめ行為で相談されることはかなり少ない状況です。

被害児童生徒への対応につきましては、子どもから直接センターに電話が入ることは少なく、保護者からの電話も匿名が多いため対応が難しい状況です。相談内容としましては、ひとつはいじめが原因で不登校になっている場合の対応方法や親への暴言暴行の相談がございます。もう一つは先ほどいじめの解消についてお話しがありましたが、学校や教育委員会の対応に不満がある場合や指導されてもいじめがやまないという相談もございます。

センターではまずお話をお聞きしてセンターでの対応が必要であれば関わらせていただくのですが、虐待や障害相談で既に関わっているケースで、学校でいじめがあるというお話をお聞きした場合はご本人や保護者の了解をとって学校に連絡させていただいています。

(辻井委員)

本校で今一番問題になっておりますのが携帯電話の問題でございます。テレビなどではTwitter に写真を出して問題になったなどのニュースがありますが、本校ではまだそこまでの問題にはなってはおりません。しかし、いじめにつながっていくようなことがあっては困りますので、インターネットと人権について学んだり、実際に携帯電話を操作しての研修を行ったりしております。また、生徒だけでなく教員や保護者に対しましてもインターネットのセキュリティーやSNSの危険性に関する研修なども行ってありますし、保護者と連携して家庭での約束事や大人としてのルールをしっかりと守って携帯電話を使うよう教育を行っているところです。

もうひとつ課題としていることは、学校ではいじめに関するアンケートを取っていますが、全てが表にあらがってきません。教員が日ごろ子ども達と話している中でしっかり感じ取れるような力を身に着けておかなければなりません。子ども達が内に秘めている色々な問題を一番伝えてくれるのが養護教諭ですが、子ども達が養護教諭に話してくれたことをどこまで情報共有してどのように対応していくかという判断も重要です。いずれにしても教員の資質向上ということでは日々研鑽してまいりたいと思っております。

(4) 意見交換

(小森委員)

いじめ問題を解決する上では、大人がこの問題をどの視点から見るかということが重要です。今まではいじめ被害者問題として、その被害者の心の傷をこれ以上深くしないようにすることで、いじめられている子どもは無理に教室に入らなくてもよかったり、保健室登校をしたり、また、不登校になったり転校したりということになっていたのですが、これら全てが被害者への対応です。

しかし、いじめ加害者が抱えている問題に寄り添って対応しなければ、その子どもはいじめをやめることができません。つまりいじめ問題は被害者問題ではなく加害者問題であるということを共通認識しておくべきではないかと思えます。なぜかと言いますと、当法人でアンケートを取ったところ、加害者の7割以上がいじめをしている時、自分もつらい事や悩み事があったと答えています。アンケートでは本当より少ない数字が出るので、実際には7割以上の子どもが苦しみの中で加害行為をしてストレスを発散させ、自分の心を安定させているかもしれないということを改めて認識しておくべきだと思います。

もうひとつ言いたいことは、いじめは加害者問題なので被害者側の責任を探さないでほしいということです。子どもになぜ大人に相談しないのかと聞くと、大ごとにしたくないからと答えます。大人に相談して問題が大きくなるくらいなら現状維持の方がまだよいという声を多数聞きました。ですから、私達大人が子どもに安心して相談してもらえるようになるためには、学校外に相談窓口を設置することも大切ですが、まずは学校内で解決できるよう、

スクールソーシャルワーカーや学校いじめ対策委員、そして地域が連携して学校における対応体制をしっかりと確立してもらえたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。いじめ問題は、被害者にとって非常に大きな問題であると同時に加害者自身、また加害者の周りの問題である、社会のひとつの病理みたいなものが現れているのかもしれない。また被害にあった子どもが相談しやすい体制づくりについては現場だけでなく、いろいろな専門家の方との連携する中で、社会全体で築いていくことも必要であるかと思います。

最後に、八幡商業高校の校長からも話がありましたが、携帯電話やスマートフォンの問題につきましても、高校生だけではなく、小・中学生においても極めて大きな問題になりつつある、もしくは問題につながる可能性のあるツールでもあります。この点で事務局から何か報告はあるでしょうか。

(事務局)

お配りしている「教育しが」に「携帯電話・スマートフォンとのつきあい方」の特集を掲載しております。今年度、県教育委員会では、兵庫県立大学の竹内先生に協力いただき、県PTA連絡協議会と共催で「子どものインターネット利用実態調査」に取り組みました。小・中・高校生25人の実態調査実行委員がアンケートを作成し、小・中・高等学校各5校、2,505人に協力いただき調査を行いました。その結果、高校生では90%以上がスマートフォンを持っていることがわかりました。また、スマートフォンを所持している子どもについては、12時より遅く寝る子どもほど勉強に自信がないと答える傾向にあること、半数近い子どもが1日に平均3時間以上使用していること、あるいは、8割を超える子どもが無料通話アプリを面倒くさいと思ったことがあることなどがわかりました。子ども達からは、直接会って目を見て話すことが一番大事であることや、使い方やルールなどを決める際は、子どもの意見も聞いてもらって一緒に考えていきたいといった意見が出されました。こうした子ども達の意見も踏まえ、それぞれの市町や地域において、携帯電話やスマートフォンの使用について子どもと大人が共に考え取り組んでいただけるよう情報発信をしたところでございます。

(千原委員)

携帯電話やスマートフォンに関わるいじめにつきましても先生方へコンサルテーションさせていただくことも多くございます。ネット上は閉じられた世界で現実の世界よりもさらに目が届かずエスカレートしやすいということは先生方も共通認識されているところですが、なりすましということで誰が発信しているのかわからない誹謗中傷があったり、写真機能で個人情報流出してしまったりということも起こっております。特に多くの子どもが苦しんでいることは、無料通話アプリにおける既読無視ということですが、既読しないと翌日仲間外れにされるという不安で落ち着いて寝ていられないということも聞いております。使用時間が長くなって疲れてしまっている状況は子どもだけでなく大人も同じ状況であり、大人社会を反映しているのだと思います。

調査結果では、小学生でも4割近い子どもが携帯電話やスマートフォンを持っておられますが、ネットリテラシーにつきましてはスマートフォンを持っているからではなく、小学校で持つ前の段階で教育や啓発をしていただきたいと思います。ネット上のいじめは非常にすさまじいものがあります。子ども達は大人以上に上手にスマートフォンを使いますが、なんとなく疲れているといった相談も多くみられるので、ネットリテラシーということをいじめ問題と併せて考えていただければと思います。学校でいじめられて、帰ってからもネット上でまたいじめられるとなると逃げ場がなくなります。子どもは大人が思っている以上に神経をすり減らしていると思いますので、学校だけでなくご家庭や地域と連携して取り組んでいきたいと思っております。

(澤委員)

県立高校での携帯電話の対応状況は学校によって違うように思います。前に伺った県立高校では授業前に先生が生徒の携帯電話を籠に回収して預かっておられるのを拝見しました。県立高校の中でも携帯電話の取扱いに差異があり、ご家庭も含めていろいろな約束事があると思いますが、学校における様々な取組が社会にもう少し見えて来るとよいのではないかと思います。

(会長)

まだまだ課題はたくさんあると思いますし、時々刻々変化することに我々がどう対応していくのかということであると思います。今日のこの会議だけで何かまとめるということではないのですが、いじめ対策におきましては、引き続き早期発見と同時に、まず、現場の対応スキルを不断に向上させていくことがあります。そして、もちろん認知件数や解消率を上げることも大事ですが、その数字にあがってこない子ども達の実情を専門家にも支援いただきながら、子ども達の目を見るといったことで把握していくこと。さらに、学校が専門家や関係機関との連携をさらに密に強化していくこと。最後に、ネットリテラシーを県全体で高めていくこと、とりわけ県が所掌しています県立学校におけるさまざまな取組については、よい面も悪い面も含め情報共有しながら相互に高め合っていくことなど、まだまだ取り組んでいかなければならないことがあります。

こうした取組を県と県教育委員会とが連携しまして、また皆さま方からもご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。問題が起こった時どう対応するかということも大切ですが、問題を未然に防ぐことが何より大事でありますので、この連絡協議会を通じた連携につきましてもさらに深めてまいりたいと思っております。お気づきの点などございましたらいつでもお寄せいただきまして、今後も引き続きましてご協力・ご支援いただきますようお願いいたします。

○ 閉会